第１章　計画の概要

１．計画策定の意義

厳しい経済状況、少子高齢化が進む中、貧困、高齢者や児童等の虐待、認知症高齢者への対応、社会的孤立など生活上の課題が複雑多様化しています。

福祉サービスにおいても、平成12年４月、介護保険制度の発足を契機として、従来の措置によるサービスから契約によるサービスとなり、個人の尊厳を尊重し、その人らしく自立した生活を送るという考え方が定着してきています。

一方、ボランティアやNPOなどの市民活動が活発化し、これまでの福祉サービスでは対応が十分できなかった個別のニーズに対しても、徐々に対応できるような仕組みづくりがされつつあります。

また、名古屋市が東海・東南海地震の強化・推進地域に指定されるなど、大規模災害への備えが課題となっており、高齢者、障がい者など日頃から社会的な支援が必要な方々に対する対応が必要となっています。

こうした状況に対して、社会福祉協議会が区民の皆さまや区内の社会福祉施設・団体、関係行政機関などとともに中期的な事業運営の指針として策定するのが地域福祉活動計画です。

計画の策定段階において、多くの区民の皆さまにご参画いただきましたが、計画の実施においても同様に、多くの区民の皆さまに福祉活動に参加していただくこと、また行政などの関係機関がそうした市民活動を支援し、さらに協働して取り組んでいくことが重要となります。

広く区民の皆さまの参加を呼びかけ、より多くの区民の皆さまの自発的、積極的な活動により、区民の一人ひとりが、尊重され、必要とされる社会の実現に向けて取り組みを進めていくことが必要です。

２．計画策定の背景

平成13年９月に名古屋市社会福祉協議会が策定した「新・名古屋市地域福祉推進計画」において、「個性ある事業推進のための区活動計画の策定」という実施項目が挙げられています。

これを受け、16区の社会福祉協議会において、区の地域特性や実情に応じた独自の活動計画の策定に着手することになり、平成16年５月、平成16年度から平成20年度までの５カ年を計画期間とする第１次活動計画策定をし、５年後は、続く第２次活動計画を策定しました。

第１次活動計画の策定以降、名古屋市において行政計画としての地域福祉計画（以下「市計画」という。）が策定され、名古屋市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会が、名古屋市の地域福祉を進める中核となる団体としての役割が明確にされ、区社

協の地域福祉活動計画の推進を支援する行政計画として位置づけられています。

また、名古屋市社会福祉協議会においても、平成23年度から平成26年度までの４ヵ年を計画期間とする第４次地域福祉推進計画（以下「第４次推進計画」という。）を策定し、区社協からの提案を受けながら、その意見を反映し、区社協の活動計画を支援する計画としています。

第２次活動計画の計画期間終了後、市計画、第４次推進計画との整合性を考えながら、平成26年度から５年間の区社協の事業運営の指針となる新しい活動計画が必要となっています。

３．計画の特徴

第３次活動計画は、第１次活動計画、第２次活動計画の策定作業で用いた住民参加の手法を活かして策定いたしました。

また、それぞれの活動計画の実施段階で浮かび上がってきた課題をふまえ、その基本理念「一人ひとりが尊重され、必要とされる社会の実現に向けて～自立と自己実現の重視～」を継承したものとなっています。また、あらたな概念として「心のバリアフリー」を意識した計画づくりとなっています。

計画策定の意義でも触れていますが、生活上の課題が複雑多様化し、住民の数だけの生活課題があり、地域に応じた福祉活動があるといったように個性化・個別化が進んでいます。一方で、個別の問題を地域全体の問題としてとらえる必要も生じています。

その解決のためには、広く区民全体がそれぞれの考え方や立場に応じた方法によって、様々な地域活動に参加し、自分たちの“まち”のことについて、自分たちが主体的に考え、行動していくことが必要になってきます。

第３次活動計画では、第２次活動計画に引き続き、「防災」をキーワードとした広く区民の皆さんに地域福祉活動に関わってもらうための取り組み、これまで地域福祉活動と関わりの薄い層への働きかけ、個別支援から地域支援への取り組み、また広報・PR活動の工夫など様々な項目を盛り込んでいます。

４．計画の期間

第３次活動計画は、平成26年度から30年度まで５ヵ年を計画期間とし、計画の進行管理は、第１次活動計画策定後に設立された「活動計画推進サポーター会」を中心として実施する予定です。

また、平成28年度は計画の中間年に当たるため、進行状況に応じて見直しすることも考えています。